

治安警備出動等に係る機動隊の警察官に対する超過勤務手当の取扱いについて（例規）

昭和43年11月11日  
兵警務例規第52号

このたび、警察法施行令（昭和29年政令第151号。以下「政令」という。）の一部が改正され、政令第3条第3項の規定により、機動隊の警察官の超過勤務のうち、治安警備出動等に係るものについては、国から都道府県に対し補助金が交付されることとなり、昭和43年4月1日から適用されることとなったので、その取扱いを次のように行うこととしたから事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 支給対象者

- (1) 警備部機動隊に所属する警察官
- (2) 管区機動隊員に指名された警察官
- (3) 第二機動隊員に指名された警察官

#### 2 支給の対象となる警備出動事案

政令に規定された「騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動」（以下「警備出動」という。）をした場合に支給の対象となる。この場合における「その他の場合における警備」とは、いわゆるデモ警備等の治安警備のことであって、警衛、警護のための警戒警備、雑踏の警備等は含まれない。また、「大規模な災害」には、大規模な事故を含み、天災の場合であっても、事故の場合であっても、支給対象は、いずれも警察庁長官がこれを認定することとなっているので、認定のないものは支給の対象とはならない。

#### 3 支給の対象となる超過勤務の内容

- (1) 現実に警備出動した場合はもとより、待機命令により待機した場合
- (2) 管区機動隊員及び第二機動隊員については、特に管区機動隊又は第二機動隊の編成に属し、警備出動又は待機した場合
- (3) 警備出動により、旅費が支給される場合であっても、正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられ、現に勤務したことが明確に証明される場合
- (4) 警備出動又は待機した日が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第12条第2項に規定する休日に当たる場合において、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた場合

#### 4 予算関係

次の予算科目により執行するものとする。

（款）警察費

（項）警察管理費

（目）警察本部費

（節）職員手当

時間外勤務手当

#### 5 事務処理手続

- (1) 超過勤務命令等

この超過勤務を命ずる場合は、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）第55条の5第3項第4号に規定する記録及び所属長の確認の措置を講ずるものとする。この場合、正規の勤務時間を超えて勤務した時間についての証明が必要となるので、対象となる事案がある都度、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）から関係所属長あて通知するものとする。

なお、勤務時間報告に計上する時間数は、国庫補助対象でない超過勤務時間数と合わせて計上して差し支えない。

(2) 報告

所属長は、治安警備出動等超過勤務手当支給実績調（様式）により、毎月の実績を翌月の5日までに警備課長に通報するものとする。

警備課長は、各所属分をとりまとめ、その月の10日までに総務部会計課長に通知するものとする。

様式（5の2）関係）

治安警備出動等超過勤務手当支給実績調（ 月分）

署（課）

月 日	事 案 内 容 A	出動又は待機場所 B	人 員 C	出動及び 解除時間 D	延 出 動 時 (C×D) E	Eのうち 超過勤務 時 間 F	Fの超過 勤務手当 支給額 G	備 考
合 計								

- 注 1 出動又は待機場所欄は、旅行命令等の内容と一致するものであること。  
 2 毎月分を翌月の5日までは警備部警備課へ2部提出すること。  
 3 警備部警備課は、各所属分をとりまとめ、その月の10日までに総務部会計課へ通知すること。